フラグメンツ第１回

1 虚空を凝視した信長の孤独（『処世論』）

①信長は自分以外を信じなかった。神を信じなかった。神は人間が作り出した虚像と観じていただろう。もう少し敷衍すれば「神にまつわる伝承は、壮大な物語(=目くらまし)に過ぎない」そう見切ってしまった。人々は「大きな物語」に騙されたが、虚空に対峙した信長は一人覚めていた。

②出陣の時、信長が好んで演じたとされる幸若舞の『敦盛』の一節には、痛いまでの無常感が漂う。本能寺で死ぬときも、信長はこの一節を口ずさんだであろうか。

人間(じんかん)五十年、
下天(げてん)のうちを比ぶれば、夢幻(ゆめまぼろし)の如くなり
一度生を得て、滅せぬ者のあるべきか
（大意：「人の世の歳月は短く、夢幻のようなもの。この世に生まれて滅びないものなどいない」）

③パスカルは１本の葦（=人間の知性）に一抹の救いを見出したが、戦国時代に生きた信長はそれさえも否定した。この世界を共有する者が誰１人としていない孤独。信長の虚しさは果てるところがない。冬空の寒月を凝視し続けた信長。これがわたしの抱いている織田信長像である。

2　匂いは昔の記憶を呼び起こす（『身辺記』）

①寝室のカーテンごしに朝日が漏れてくる。窓を開けると、やや生臭い新緑の香りがふんぷんと入ってくる。わがアトリエには、80 本ほどのナラ、コナラ、クヌギ、トチなどが茂っている。気持ちよい朝である。

②一瞬にして 45 年前の記憶がよみがえった。当時わたしたちは、ロンドン郊外のウィンブルドンに住んでいた。夕べには教会の付近を散歩するのが、夫婦の日課だった。広い墓地では、マロニエが甘くしかし生臭い香りを放っていた。決してよい匂いではないが、妙に印象深く、帰国してからも新緑の季節になるとよく思い出す（追想　世界ビジネス紀行「わが青春のウィンブルドン」参照」）。

③匂いは過去の記憶を呼び起こす。マルセル・プルーストの『失われた時を求めて』の冒頭には、「主人公がコーヒーを飲んでいるときに、過去の記憶を想起した」シーンがある。雑誌か何かで昔そう読んで、早速あたってみたが見つけられなかったのを覚えている。

④初夏になると、庭には卯の花（学名ウツギ）が咲き、ホトトギスの鳴き声が聞こえる。
明治時代から今も歌い継がれている『夏は来ぬ』では、卯の花が馥郁（ふくいく）と匂うさまが描かれる。

卯（う）の花（はな）の　匂う垣根に
時鳥（ほととぎす）　早も来鳴きて
忍音（しのびね）もらす　夏は来ぬ（作詞：佐々木信綱　作曲：小山作之助）

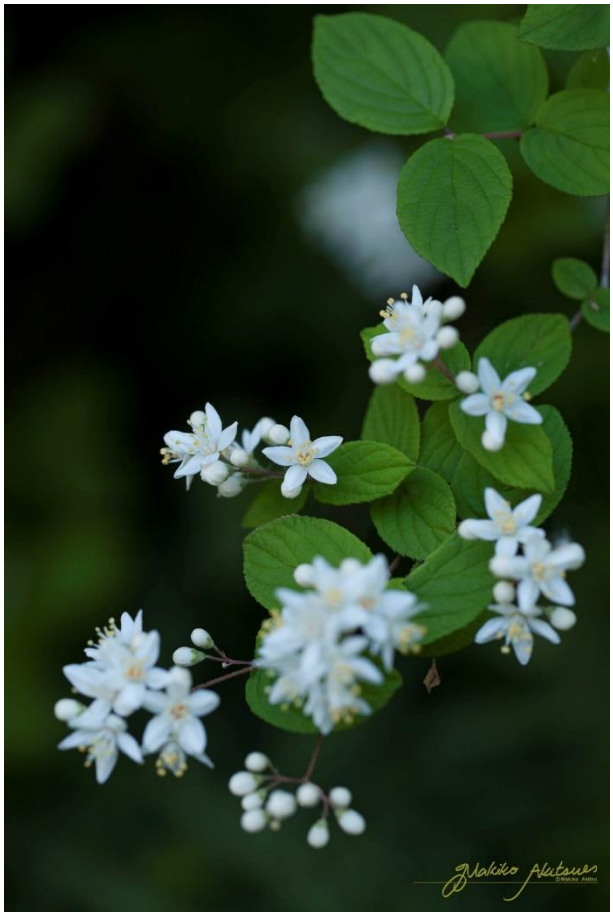

実物を知るまでは、卯の花はどんなによい匂いがするのかと期待したが、実際はほとんど無臭である。どうやら、「卯の花のかぐわしい匂い」は、想像上の産物である。
なお、写真は卯の花（秋津マキ子撮影）である。
⑤老化するに従って、物忘れは激しくなるが、香りへの偏愛はますます強くなる。ひと昔前、ジャスミン、クチナシ、金木犀、ギンモクセイ、オガタマなどを門の近くに植えた。ジャスミンやクチナシの強く甘い香りは大好きだし、金木犀の香りはかつて訪れた桂林（中国）の記憶を呼び起こす。香木を植えたのは、たまに訪れる知己へのもてなしでもある。

⑥オガタマはモクレン科の常緑樹である。4 月からつぼみをつけているのに、何の匂いもしない。「さては新型コロナにかかったか？」とひと時疑ったほどである。
5 月になって、やっとチョコレートのような甘い香りを放つようになった。今では数メートル先まで甘い匂いが漂ってくる。これほどの至福は滅多にない。
「小さなものへの愛を見いだす者は幸せである」。これがバートランド・ラッセルの幸福論の要諦である。

3　わたしは「絶対的自己肯定感」をもっている（『処世論』）

①わたしは、もともと性は鈍であり、人からの批判にあまりジタバタしない。
既に 30 代の頃から、「絶対的自己肯定感」らしきものをもっていた。敬愛する裁判官から「矢部君、君は生意気です」と万座の中で叱責されても、内心「あぁそうか」と思うだけで、落ち込まない。
先輩からひどく批判されても「それはあなたの意見でしょ」とほとんど気にならない。「世間の考えはそうでしょう。だけどわたしの考えは違います。考えを変える理由はありません」。内心ではそう思っている。
②偉そうな人でも、みな悩みながら生きている。彼らも人間としての弱さから逃れられない。そんな人々の批判に、いちいち目くじらを立てる必要もない。別に自分の能力に自信があるわけではない。ただ、批判に反応して自分を否定することは、愚かしいと思っている。
③念のためにいうと、他人と比較して自己を肯定したのではない（それは相対的な自信・肯定感に過ぎない）。そうではなく、「自分は芥子粒（けしつぶ）のような小さな存在である」と体感したのである。「宇宙の中でひとりぼっち」と確信したのである。
その後の思索的遍歴を経て、「芥子粒なら芥子粒として生きていこう」と自己を肯定した。外に向かって開かれてはいても、「わたしの世界」は、わたしにしか分からない完結した世界である。そう悟って開き直った。だから強い。
④こう考えるに至ったのはストア哲学と仏教の影響が大きい。宇宙に対峙して人間の矮小さを学んだのは、ストア哲学のおかげである。瞑想の習慣をもったのは、仏教のおかげである。

4　インプットされないものはアウトプットできない（『哲学は美味しい』）

①多くの哲学者が指摘するように、わたしの世界は、わたしだけの「知識」と「経験」によって限界づけられる。「わたしの世界」は、生まれた時代、場所、風土、家庭、生育環境、教育、職業などによって規定される。人は自分の知識と経験に従って、それぞれの世界を作り出す。物語を作りだす。

②わたしは、生まれて以来 70 年以上にわたってインプットされた、多くの情報から成り立っている。わたしは、これら虚実取り混ぜた情報の集大成である。その情報の多くは、意識的検証をへないまま社会の常識・慣習・風習という形で脳に刷り込まれてしまっている。わたしは、わたしが思っているほど自由な存在ではない。
③しかしそれで、わたしは、この世にただ一つしかいないユニークな存在である。誰一人として「わたしの世界」を共有出来る者はいない。老若男女を問わず、各人にインプットされた情報は何一つとして同じものはなく、従って、人はそれぞれ物事や人生にたいして全く違ったイメージ、観念、考えを持っている。
④インプットされた情報が大幅に違う以上、各人の世界は決して交わることがない。「知識」もなく「経験」をしたこともないことを、想像することはできない。だから、生まれも育ちも違う他者を理解することは困難を極め、争いが絶えることはない。

5　アマゾンの奥深く一匹のアリがいた（『哲学は美味しい』）

①アマゾンの密林の奥深く、一匹の働きアリが生まれ、生き、やがて死んだ。寿命は一年。わたしとアリは同時代を生きていても、わたしはこのアリを知らない。知る機会もなければ、知る術もない。このアリの一生はわたしの知覚の範囲外にある。わたしの認識の範囲外にある。認識の範囲外にあるものは、存在しない。
知らないのに「アリがいた」といえるわけがない。十万匹のアリが生まれ死のうと、百万匹のアリが生まれ死のうと、わたしが知らなければ、アリは存在しない。
②池澤夏樹さんが南米を旅するテレビを見た。パタゴニアの荒涼とした世界に魅せられた。わたしはそれまでパタゴニアの住人を想像したこともない。直接会ったここもない。これからも一生交差することもないだろう。それなのに、今わたしはパタゴニアには住人がいると知っている。
しかし、「知っている」とは何か？ わたしは個々の住民を誰も知っているわけではない。
③英国の政治家・哲学者のフランシス・ベーコンは「言葉は絵のようなもので背後には何もない」といっている。言葉の本質は「イメージの想起」である。言葉で語ったからといって、それが実在するわけではない。いいかえれば言葉（=イメージ）と実在の間には、それを橋渡しする具体的なプラスαが必要である。
しかし、われわれは言葉を聞けばそれが実在するように思いこむ。だから、われわれは詐欺師やデマゴーグによく騙される。

6　わたしが死ぬとき世界は滅びる（『哲学は美味しい』）

①わたしが生まれて、やがて意識が芽生え、言葉を覚え、言葉によって外界を認識する。やがて、人生経験を積み、わたしなりの意味世界を作り上げる。こうしてはじめて「わたしの世界」が生まれる。

②「わたしの意識を離れても世界は存在する」というのは、論理的には成り立たない。存在はそれを認識する主体があってはじめて、存在の輝きを放つ。わたしという認識主体がいなければ、すべての対象は存在しえない。知的生命体によって認識されなければ、すべての「存在」は無意味である。

③わたしは生き、老い、病を得て、やがて死ぬ。死ねばわたしの意識が失われ、「わたしの世界」も消滅する。わたしの意識が失われれば、「わたしの世界」はもはや存在しない。自分が認識する世界だけが、存在する唯一の世界である。自分が認識できない世界は「無」である。

不可逆的に意識を失ったとき、わたしは死に、同時に、世界は滅びる。わたしとともに世界は生まれ、わたしと共に世界は滅びる。わたしの生まれる前に世界はなく、死んだ後に世界はない。

④この考えは一見奇妙に思えるかも知れないが、なにも突拍子な考えではない。わが友モンテーニュも、たしか「わたしは死んだときこの世界は滅びる」と考えていたはずである。

しかし、多くの人はいうだろう。「いやいやそんなことはない。お前が死んでも世界は存在する。個人の生死とは関係なく、確固とした世界が存在する」と。

⑤自爆テロ犯も「自分が死んだ後も、世界は存在する」と思っているのだろう。自分は敵に大打撃を与える、仲間によって賞賛される。」そう思うのは「自分が死んだ後も世界は存在する」と錯覚するからである。だが、「死んだ後には世界は存在しない。真っ暗な空虚が広がるだけだ」。そう考えるなら、とても自爆テロなどできない。

⑥われわれのイメージする世界は、脳が作り出した幻影ではないか。すべては脳の働きではないか。このような考え（=唯脳論）はわたしを戦慄させる。

7　#検察庁法改悪（『論点整理』）

1　問題の核心

黒川弘務氏（東京高検前検事長）の定年延長の議論が拡散している。しかし、問題の核心は、2020 年 1 月 31 日に黒川氏の定年延長を認めた「閣議決定」の是非にある（注 1）（注 2）。

（注 1）定年延長にとどまらず、検察庁法の改正、賭けマージャンの可罰性、黒川氏の任命責任、同氏の処分の軽重、退職金の多寡など, 問題は多岐にわたる。しかし、長期時間軸でみると、最も社会を害するのは論理と言葉をもてあそんだ「閣議決定」にある（ただし、適正な「閣議決定」があったかどうか、きわめて疑わしい。）

（注 2）問題の本質を探し出す究極の方法は「オッカムのカミソリ」が有効である。表面的現象にとらわれず、夾雑物をそぎ落とし、問題の本質に迫る方法については、イギリスの神学者・哲学者ウィリアム・オブ・オッカムに由来する（『プロ弁護士の仕事術・論理術』140 ページ参照。）

2　国民に向かい詭弁を弄するな　国政に詭道を持ち込むな

①「特別法は一般法に優先する。」これは民主主義国家では確立した法の大原則である。

②「国家公務員法」は一般国家公務員を律する。「検察庁法」は検察官を律する。

検察官は公務員ではあるが、一般国家公務員より厚い身分保障と報酬を得ており、公務員中特別な職位にある。従って、国家公務員法と検察庁法とは「一般法」と「特別法」の関係にある。

③黒川氏は、検察庁法の規定により 2020 年 2 月 8 日で定年（63 歳）となる。特別法たる検察庁法は「検事長の定年は 63 歳」と定め、定年延長の規定はない。検察庁法に規定がない以上、定年延長できるわけがない。従って、「黒川氏の定年は 63 歳でピリオド」である。簡単な話である。

（注 3）当然、森法相も、稲田検事総長も、黒川検事長も、今回の解釈変更のいかがわしさは知っている。法学部を卒業し、司法試験に受かり、法曹の道を歩んできた人々である。知らないわけがない。

専門家はまずその専門分野において社会に貢献することを期待される。法律家が違法や詭弁を黙認するようでは、その責務を果たせない。だからお三方が辞任するのは当然である。

しかし、彼らが今回の解釈変更を主導したわけではあるまい。問題はその奥にいる黒幕である。組織の生理から考えて、トップの顔を伺って賢しらげに「悪知恵」を考えだした「小利口者」が別にいるに違いない。『葉隠』を著した佐賀藩士・山本常朝が「利発ほどきなきものはなし」と評して嫌った類の者たちである（『プロ弁護士の思考術』136 ページ参照）。

④ところが政府は、「国家公務員法」の定年延長の規定を黒川氏に適用し、6 か月間定年を延長したと主張する（注 4）。

（注 4）法解釈の変更だからといって、政府が勝手にできるわけではない。(1) 変更手続きの正当性と、(2) 結論の妥当性、が担保されなければならない。本件はその双方を欠く。法律論は避けるが、この点からも「解釈変更」は違法である。

面妖な話である。そのバカバカしさ加減は、「検事長は公務員である。だから、すべての公務員は検事長である」というたぐい。

どうしても延長したいのなら、姑息な「解釈変更」ではなく、1 月 31 日時点で真正面から検察庁法を改正すればよかったのである。それですむ話である。それができないから解釈を変える，というのは悪手である（注 5）。

（注 5）思い通りに事を運びたい政権にとって、法ほど目障りなものはない。だから、手っ取り早く、法を曲げて解釈する誘惑にかられる。国会も通さず、裁判所の審理も必要ない。一度味をしめると政権は同じ方法を繰り返す。この方法が常態化すると、法の意味も機能も変容し、民主主義社会は劣化していく。被害をこうむるのは国であり国民である。

⑤論理と言葉は法の生命線である。民主主義の砦である。これを無視したら、法は死に、社会は窒息する。赤裸々な力が支配する社会となる。トランプ政権下のアメリカ、中国、ロシア、北朝鮮などの強権国家の例を見れば明らかだろう。

⑥結論を急ぐ。今回の「解釈変更」は違法である。社会を劣化させ、国を損なう愚行である。政府の説明は詭弁である。政府は国民に向かって詭弁を弄するべきではない。

また、「解釈変更」の経過を隠ぺいするなど、国民相手に詭道を用いてはならない。孫氏は「兵は詭道なり」と喝破したが、人を欺き、不正な手段をとっても許されるのは、敵に対してであり、国民に対してではない。

詭弁を弄し、詭道を用いるような政府は有害無益である。

3「解釈変更」の違法を追及する

①わたしが今回の解釈変更を違法だと怒っても、政権にとっては「犬の遠吠え」。痛くも痒くもない。それは認める。しかし、世の中、そうは簡単に問屋が卸さない。

「解釈変更」は違法だから、次の結論が導かれる。

(1) 黒川氏の定年が延長された「2 月 8 日以降（同氏が辞職した）5 月 21 日までの間の在職」は違法である。

(2) 延長期間中に支払われた給与および諸手当は違法である。

(3) その他、延長期間に関して黒川氏に何らかの便益を与えていれば、それも違法である。例えば、年金の算定期間などにも、延長期間が含まれているかもしれない。

②わたしは行政争訟には疎いが、上記の違法を裁判(=公開の場)で追及することがおそらくできるだろう。例えば、「延長期間中に黒川氏に支払われた報酬は違法な支出だ」として、国や黒川氏を訴えることができるかもしれない。遅かれ早かれ、このような法的構成を掲げて争う知恵者がでるだろう。

③さらに、ちょうど森友事件のように、「これで一件落着」ではなく詳細な経過をあぶり出す追及は続くだろう。この点では、マスコミ、ミニコミ、週刊誌、SNS などさまざまなメディアの活躍が期待できる。

④今回の「解釈変更」を誰が主導し、だれが悪知恵を出そうと、それを許したトップの責任は重い。

武家時代、藩主は家臣の生殺与奪の権利を持っていたかというとそうではない。「上様ご乱心」の場合、君主は家臣らにより監禁され、座敷牢に入れられ、毒殺された。「主君押込め」は、武家社会に長く見られた慣行である。(『プロ弁護士の思考術』145 ページ)。
安倍首相は今まで何度も出処進退を誤った。その責任は重い。口先だけの「責任はわたしにある」では意味がない。「主君押込め」の時は意外に早いだろう。
（続く。本稿は 2020 年 05 月 31 日現在の資料による）